

(一般競争入札の実施 賃貸借)

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成30年8月28日

奈良県知事 荒井 正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件名

奈良県土木積算システム関連端末の賃貸借

2 入札物件の数量及び特質

奈良県土木積算システム関連端末（パソコン及びソフト） 一式

3 借入期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

4 納入場所

別紙「奈良県土木積算システム関連端末の賃貸借に係る仕様書」のとおり

5 入札方法

入札は、1か月当たりの借入金額（借入物品の搬入、設置、調整及びこれらに付随する作業に要する経費、操作等の説明又は教育に要する経費、技術サポート及び保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目〇1賃貸業務に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) この公告に示した調達物品（パソコン）又はこれと同等の類似品（電子計算機等）に係る納入実績がある者であること。
- (5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

第3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 県土マネジメント部 技術管理課 土木積算情報係（県庁分庁舎6階）

電話番号 0742-27-7607（ダイヤルイン）

- 2 入札説明書の交付方法等

- (1) 交付方法

奈良県総務部情報システム課又は奈良県県土マネジメント部技術管理課のホームページからのダウンロード

<http://www.pref.nara.jp/10452.htm>

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1677>

- (2) 交付期間

平成30年8月28日から平成30年9月10日まで

- 3 入札説明会の場所等

実施しません。

4 入札の場所等

- (1) 場所 奈良県中小企業会館4階 会議室(2)
- (2) 日時 平成30年9月19日 午後1時30分

5 郵便による入札

郵便による入札は、認めておりません。

第4 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、1か月当たりの借入金額に借入期間を乗じて得た金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、平成30年9月10日の午後5時までに第2の(4)及び(5)を証明する書類を第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者

をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書によります。